第二百十六条第一項の表法第五十条第七号の項中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に改め、同表法第五十条第八号の項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改め、同表法第五十条第九号の項中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改め、同表法第五十条第十号の項中「第五十条第十一号」を「第五十条第十二号」に改め、同表法第五十条第十一号の項中「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に改め、同表法第五十条第十三号の項中「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第二百十六条の二第一項中「第三十六条の三第二項」を「第四条第五項第四号の規定による指定を変更した場合、法第三十六条の七第二項」に改め、「第二号の」の下に「規定による」を加え、「第二百十条第五号の」を「第一条第三項第五号の規定による」に改め、「第二百九条の二」の下に「、第二百九条の三」を加える。

第二百十七条の見出し中「添附文書」を「添付文書」に改め、同条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第二百十八条の二第一項各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に、「第五十七条の二第二項」を「第五十七条の二第三項」に改め、同項第一号中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第二号中「第一条第一項第十二号」を「第一条第一項第十一号」に、「第二条第九号」を「第一条第十一号」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第二百十八条の三とし、第二百十八条の次に次の一条を加える。

（要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列）

第二百十八条の二　薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項の規定により、要指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

一　要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

二　要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

第二百二十八条第四項の表医薬部外品の項第三欄中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に、「第五十条第十一号」を「第五十条第十二号」に、「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に、「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に、「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同表化粧品の項第三欄中「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に、「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に、「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同表医療機器の項第三欄中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百三十五条中「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に、「第九号」を「第十号」に改める。

第二百六十六条中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

第二百六十七条第一項第一号中「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に改める。

様式第一（第一条関係）

薬局開設許可申請書

薬局の名称	
薬局の所在地	
薬局の構造設備の概要	
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要	
医薬品の販売又は授与の概要	
薬局開設者（法人にあつては、その業務を行う役員）の氏名	
通常の営業日及び営業時間	
相談時及び緊急時の連絡先	
特定販売の実施の有無	有　・　無
申請者の欠格事由（薬事に関する法令又は法令に違反して罰金の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者その他薬局開設者として不適当な者として厚生労働省令で定めるものに該当しないこと。）	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと (2) 禁錮以上の刑に処せられたこと (3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと (4) 後見開始の審判を受けていること
備考	

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　薬局の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6　相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

7　申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。